

平成30年度答申第71号

平成31年2月19日

諮問番号 平成30年度諮問第64号（平成31年1月9日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給に係る購入・修理費用
支給の不承認決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての義肢等補装具の修理費用の支給申請（以下「本件支給申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）がこれを不承認とする決定（以下「本件不承認決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通

勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。

なお、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、その実施に必要な基準を定める厚生労働省令はない。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和50年4月26日、業務災害により左腕関節部切断の傷害を負った。その後、残存する障害は、障害等級第5級の2号（1上肢を手関節以上で失ったもの）に当たると認定され、審査請求人は障害補償年金を受給していた。

（補償給付実地調査復命書、義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定決議書）

- (2) 審査請求人は、平成27年10月1日から、障害者就労継続支援B型事業所において木工製造作業に従事していた。

（在籍証明書）

- (3) 審査請求人は、平成29年4月27日、処分庁に対し、筋電電動義手の新規購入費用の支給を申請し、処分庁は、同年8月28日、同申請に対し、承認決定をした。

（義肢等補装具購入費用支給申請書、義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書）

- (4) 審査請求人は、上記費用支給承認決定に係る筋電電動義手を購入し、以来使用していたところ、そのバッテリーを紛失した。

（審査請求書、調査復命書）

- (5) 審査請求人は、平成30年1月11日、処分庁に対し、紛失したバッテリーの購入費用の支給を求めて本件支給申請をした。

（義肢等補装具修理費用支給申請書）

- (6) 処分庁は、平成30年1月19日、本件支給申請に対し、本件不承認決定をした。

（義肢等補装具購入・修理費用支給不承認決定通知書）

- (7) 審査請求人は、平成30年4月10日、審査庁に対し、本件不承認決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (8) 審査庁は、平成31年1月9日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべ

きであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

2つ支給されていたバッテリーの1つを紛失したことにより、労働時間の途中でバッテリーが切れてしまい、継続して最後まで筋電電動義手を用いた作業ができなくなったため、本件不承認決定の取消しを求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

紛失日、紛失場所、紛失状況、通所途中か私用途中であるか、通常の使用状態にあったかどうか等あらゆる状況について不明である。

義肢等補装具費支給要綱（「義肢等補装具の支給について」（平成18年6月1日付け基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通知）の別添。（以下「支給要綱」という。））における、耐用年数が経過する前の購入費用の再支給、修理費用の定めに該当するとは認められない。

支給要綱に定める基準外支給として、亡失・修理不能による支給を認めている例については、地震等の自然災害によるやむを得ない理由に限り、購入費用及び修理費用の支給を認めているものであり、被災労働者の故意・過失による亡失は支給対象とはしていない。

よって、審査請求人の筋電電動義手のバッテリーの購入費用は、支給要綱に定める支給基準、修理基準及び基準外支給の対象には該当しないことから、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給対象者とは認められない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不承認決定の適法性及び妥当性について

(1) 労働者災害補償保険制度における社会復帰促進等事業の役割について

労災保険法及びその下位規則の定める労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）は、業務災害等による負傷等につき、治療などの療養が必要となったときは療養補償給付を行い、負傷等が治癒（症状固定）したときに障害が残った場合はその障害等級に応じて障害補償給付を行うこととしている。

労災保険法29条1項1号は、政府が、労災保険の適用事業に係る労働者等について、社会復帰促進等事業として、業務災害等の被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは、労災保険の適用事業に係る労働者等について、その社会復帰を促進するためのものとされており、上記労災保険制度による保険給付を補完するものと解される。

(2) 支給要綱について

業務災害等の被災労働者に対する義肢等補装具の購入等に要した費用の支給は、上記社会復帰促進等事業の1つとして行われるものである。

業務災害等の被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めることとされている(労災保険法29条2項参照)が、実施に必要な基準を定める省令はなく、義肢等補装具の購入等に要した費用の支給は、支給要綱に定める基準によって行われている。

支給要綱は、義肢等補装具の支給を受けた者が、耐用年数が経過する前の購入費用の再支給を求めた場合及び修理費用を求めた場合の基準も定めているが、原則として、通常の使用状態において毀損した場合や経年により劣化した場合は修理費用を支給し、通常の使用状態において毀損し修理不能となった場合は購入費用を再支給することとしているもので、この基準に特段不合理な点はない。

(3) 本件の筋電電動義手のバッテリー購入費用の支給について

審査請求人は、購入費用の支給を受けて使用していた筋電電動義手のバッテリーを紛失したとして、バッテリー購入費用の支給を求めているものである。

審査請求人がいかなる状況でバッテリーを紛失したのかは不明であるものの、審査請求人提出に係る本件筋電電動義手の写真を含む関係資料によっても、本件筋電電動義手の通常の使用状態において、バッテリーが外れて亡失してしまう等の事態の発生可能性をうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、バッテリー購入費用の支給を不承認とした本件不承認決定に違法又は不当な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件不承認決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史